

1 総則

1 総則

1-1 目的

本基準は、都市計画法第 33 条に規定する技術基準の運用について、基準を定めることにより円滑な開発許可制度の運用を図るものであり、良好な宅地を形成することを目的とする。

1-2 適用範囲

都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為において、本基準に掲げる基準を適用するものとする。

1-3 取扱方針

開発事業の計画に当たっては、都市計画法第 33 条における各基準のほか本開発指導技術基準やその他の技術指針等を参考に設計するものとする。また、開発区域内に公共施設を設置する場合や開発区域外の公共施設を改変する場合において、これらの基準を参考に公共施設管理者と十分協議し計画するものとする。

なお、これらの基準によることが困難である場合についてはこの限りではなく、公共施設管理者や担当部局と十分協議し、総合的に勘案することとする。